



2025年9月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 大 盛 工 業
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 栗 城 幹 雄
(コード番号1844 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 及 川 光 広
(TEL. 03-6262-9877)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続について

当社は、2022年10月26日開催の当社第56回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「現プラン」といいます。）を継続することについて株主の皆様のご承認をいただいております。

現プランの有効期限は2025年10月開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、情勢の変化、買収への対応方針に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取り組みとして、現プランの継続の是非も含めそのあり方について検討を進めてまいりました。

その結果、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様によるご承認が得られることを条件に、現プランを一部変更したうえで継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）

本プランの主な変更点は、以下のとおりです。

- ・本プランの対象となる大規模買付等の定義の見直しを行いました。
- ・その他、本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行いました。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えており、この方針に変更はありません。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対し、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

1. 企業価値向上への取り組み

当社は、「下水道を中心とした生活インフラの整備を通じて人と社会に貢献していきたい」という思いから、1967年6月に当社を設立し、「人と地球に優しい、クリーンな環境を未来へ」を基本テーマに、半世紀以上の長きにわたり、上・下水道工事の専門業者として建設業界において事業を行ってまいりました。

国内建設市場におきましては、防災・減災、国土強靱化に向けた動きが続いておりますことから公共投資は底堅く推移しており、上・下水道設備につきましても、2025年1月に発生しました埼玉県八潮市の下水道管の老朽化が起因とされます道路陥没事故が発生し、生活インフラの重要性が改めて認識され、早急な老朽化対策、自然災害の激甚化に対する対策の必要性が一層高まっております一方で、慢性的な建設従事者不足、資材価格や労務費等の建設コストの上昇により、厳しい経営環境が続いております。

当社の主力事業である建設事業における東京都発注の上・下水道工事におきましても同様に厳しい状況が続いており、特に建設労働者不足の問題に関しましては、少子高齢化の進行や建設業の就労希望者が激減しており、施工管理技術者及び施工を行う労働者確保に対する課題は今後も続くものと思われれます。

今後の当社における企業価値向上への具体的な取り組みといたしましては、技術習得者の獲得が難しい状況から、土木学科卒業者を対象としていた新卒採用方針を見直し、土木学科以外の卒業者や未経験者も採用する方針に転換し、教育プログラム（研修日数の増加、未経験者向け教育の導入、早期に1級土木施工管理技士資格を取得できるプログラム等）の充実及びエンゲージメントを高める施策にも注力し、施工管理技術者数の着実な増員を図り、手持ち工事件数の増加による完成工事高、完成工事利益の拡大を目指してまいります。

また、上記工事件数の拡大に向けた施策は、人財の育成と定着が必要であり、その効果が発揮されるまでに時間を要することから、公共工事の安定した受注基盤を持ち、優秀な技術者、

施工実績を有する会社のM&A等によるグループ化も並行して行うとともに、施工効率の向上及び工事コスト削減の一層の徹底を行うとともに、新分野の土木業種の受注にも積極的にチャレンジし、収益力強化に取り組んでまいります。

また、当社グループは、販売用不動産として個人向けの賃貸アパート・マンション物件を保有しており、保有物件の販売により販売売上及び販売収益を得るとともに、販売までの期間におきましては、安定した賃貸売上及び賃貸収益を計上できる不動産事業を行っております。保有目的の不動産は、賃貸利回りの高い物件のみの取得に努め、購入資金は物件の市場価値等の厳格な審査を行う金融機関からの融資を基本とした調達を行っており、当事業は当社グループの安定した収益源として成長しており、財務バランスに留意しつつ事業の拡張を進めてまいります。

さらに、当社が独自開発いたしましたO L Y機材のリース事業に関しましては、施工日数短縮による工事コストの削減やCO₂排出量の低減が図れるほか、従来型工法と違い同じ場所を何度も掘削・埋戻しを行わないことによる使用資源の削減が「サステナブル」への取り組みにも繋がることの評価を受け、官公庁工事の設計に採用される件数が増加するとともに、主力営業基盤である東北・関東圏のほか、北海道、中部、近畿、中国・四国、九州圏へと採用実績が広がりを見せてきております。O L Yは、当社独自の商品であることから、グループ収益の安定した柱となることが期待される事業であり、現在の収益基盤である東北・関東圏における受注・売上増加に向けた営業強化を継続するとともに、関西圏の基盤として開設した名古屋O L Y営業所を基軸として関東以南エリアにおける営業強化に注力し、事業の拡大に取り組んでまいります。

通信関連事業におきましては、現在のN T T局内の保守・管理事業に加え、関連工事の施工体制を構築し、業容の拡大を図るとともに、建設事業との相乗効果も模索してまいります。

また、従来より取り組んでおります事業以外にも、当社全体の業容の拡大、発展を図るため、新規事業の開拓にも積極的に取り組んでまいります。

現在、地球温暖化等の環境の悪化は国際的な問題であるばかりでなく、私たちの身近な問題となっております。このような状況の中、当社が行う建設事業は、生活に密着したライフラインを守る重要な事業であることから、CO₂排出抑制、サステナブル調達、社会課題を解決する新技術への挑戦など、地球環境の課題の解決に向けた活動を通じて社会に貢献してまいりますとともに、この度策定した中期経営計画に掲げた「数値目標の達成」並びに「持続的な配当の実施」という目標の実現に向けて真摯に取り組み、当社の企業価値ひいては株主様の共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「建設業を通じて人と社会に貢献する」という企業理念のもとに社会に貢献することを目指しておりますが、その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性及び健全性を確保することが重要であると考えており、以下のコーポレート・ガバナンスの体制及び内部統制システムの整備を行っております。

(1) コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名の取締役で構成され、全員が社外取締役であり、任期は2年であります。

監査等委員である社外取締役は、法務、財務・会計に関する高度の知見を有しており、取締

役会に出席して取締役の職務執行に対する監視を行うことを通じて経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況全般に対する監督を行っております。

また、必要に応じ会計監査人及び内部監査人、従業員との意見交換を通じて各種情報を収集し、取締役会で決定した事項が全社的に整合性をもっていかに実行されているかをチェックしております。

監査等委員でない業務執行取締役の任期は1年であります。社長が主体となって全社を統括・管理しており、その他の取締役は当社の主要事業の実行責任者として各部門を率いて業務を推進しております。

取締役会は、業務執行取締役と監査等委員である取締役で構成されており、原則月1回、また、必要に応じ随時開催され、経営の基本方針等の重要な事項を審議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況及び各部門の業務推進状況を相互にチェックしております。

また、取締役会とは別に毎週1回、業務執行取締役は経営会議を開催し、当社を取巻く経営環境の分析や経営方針の検討、各事業の進捗状況などについて意見交換を行い、情報の共有に努めております。

一方、幹部社員に対しては、当社の経営方針・経営戦略に対する理解を徹底させるため、また同時に、週単位での各部署の業務進捗状況の把握のため、毎週1回、部長職以上の社員による部長会を開催しており、その会議には、経営会議のメンバーである各取締役も出席しております。

さらに、一般社員に対しては、各四半期の決算短信発表時に合わせて、全社員が出席する全体会議を開催し、経営方針の伝達、各四半期の業績の説明などを通じて、会社情報の共有及び経営方針の徹底を図っております。

これらの活動を通じて、取締役から一般社員に至るまで、全員が会社情報・経営方針を共有し、また、各種法令を遵守したうえで、事業目標の達成に向けて邁進しております。

(2) 内部統制システムの整備

当社は、事業活動を行うに際して、まず、当社事業に関連する各種法令等の遵守を第一前提とし、そのうえで事業目的を達成するために、業務を有効かつ効率的に行い、また、その事業活動の結果を正しく財務情報として報告することが重要であると認識しており、それらを実現するために内部統制システムを構築しております。

内部統制システムにおいては、当社の事業活動に関して、まず、現状の統制環境を確認し、そのうえで各事業の実行に伴うリスクを分析し、そのリスクに対する対応を通じて統制活動を行い、また、これらの活動内容が全社的に情報として伝達されるように制度化しております。

特に、財務報告の信頼性を確保するためには、財務報告に係る内部統制の基本方針書並びに内部統制整備・運用及び評価基本計画書を策定して、財務報告に関する正確性を高めております。

また、内部統制システムに対するチェック機関として、監査等委員である取締役及び内部監査人が連携して、内部統制システムが有効に機能しているかを随時監視しております。

当社は、これらの活動を通じて、当社の行う各事業に対する内部統制を徹底しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切なご判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、2025年7月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3のとおりです。なお、当社は現時点において、当社株式等の大規模買付行為にかかる提案は受けておりません。

3. 本プランの内容

（1）本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）、（ii）又は（iii）に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものといたします。

（i）当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものといたします。以下別段の定めがない限り同じといたします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものといたします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じといたします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものといたします。以下同じといたします。

- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じといたします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合又は株式等所有割合の合計が 20%以上となるような場合に限り。）

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位 10 名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前 60 日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものといたします。以下(ii)において同じといたします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定される「公開買付け」を意味するものといたします。以下同じといたします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される「株券等所有割合」を意味するものといたします。以下同じといたします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じといたします。

⁸ 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものといたします。

⁹ 本文の所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して行うものといたします。なお、当社取締役会は、上記の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

渡等、又は重要提案行為等¹⁰その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日¹¹(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- (i) 買付者等及びそのグループ(共同保有者¹²、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)
- (ii) 大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契

¹⁰ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

¹¹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

¹² 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされる者を含みます。以下同じといたします。

約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
(viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大 60 日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大 90 日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものといたしますが、延長の期間は最大 30 日間といたします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものといたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものといたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会

が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告いたします。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告いたします。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる事由により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものといえます。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものといえます。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議いたします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点をもって終了するものといえます。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものといえます。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものといえます。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものといいたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てといいたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといいたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものといいたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2028年10月開催予定の定時株主総会終結の時までといいたします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといいたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといいたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものといいたします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといいたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、及び経済産業

省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記3.(3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2.に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型の対応方針ではないこと

上記3.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は業務執行取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれまして

は、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.

(1)⑦に記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手續

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手續をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手續は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当会社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、又は(2)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当会社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当会社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当会社が合意した日までとする。ただし、当会社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当会社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当会社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当会社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。）
 - (2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3)本プランの廃止及び変更
 - (4)その他本プランに関連して当会社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当会社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当会社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて当会社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当会社の費用で、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

池田 裕彦 (いけだ ひろひこ) (1981 年 3 月 10 日生)

2009 年 12 月	最高裁判所司法研修所修了
2009 年 12 月	弁護士登録
2009 年 12 月	港国際法律事務所 (現 弁護士法人港国際法律事務所) 入所
2011 年 10 月	当社監査役
2015 年 1 月	池田裕彦法律事務所代表 (現任)
2015 年 10 月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

三浦 暢之 (みうら のぶゆき) (1953 年 12 月 31 日生)

1981 年 9 月	公認会計士登録
1983 年 1 月	公認会計士三浦暢之事務所代表 (現任)
1988 年 12 月	当社監査役
2015 年 10 月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2020 年 1 月	T I S 税理士法人代表社員 (現任)

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

鳥海 美穂 (とりうみ みほ) (1964 年 1 月 22 日生)

1991 年 10 月	太田昭和監査法人 (現 EY 新日本有限責任監査法人) 入所
1995 年 4 月	公認会計士登録
2000 年 7 月	鳥海公認会計士事務所代表 (現任)
2019 年 9 月	青南監査法人 (現 ふじみ監査法人) 社員 (現任)

※同氏は当社の社外取締役候補者であり、本定時株主総会にて就任予定であります。

当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

※上記3氏と当社との間には、特別の利害関係等はありません。

以 上

当社の大株主の株式保有状況 (2025 年 7 月 31 日現在)

順位	氏名	保有株式数 (株)	持株比率 (%)
1	WINBASE TECHNOLOGIES LIMITED	1,041,500	5.57
2	高野 廣克	626,300	3.35
3	株式会社プラス	525,702	2.81
4	石原 勝	421,000	2.25
5	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	298,800	1.60
6	有限会社広栄企画	228,358	1.22
7	モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	211,000	1.12
8	大盛工業役員持株会	197,477	1.05
9	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	179,000	0.95
10	東京短資株式会社	174,300	0.93

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株式等の高値売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹³、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹⁴、(4) 特定

¹³ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。以下同じといたします。

¹⁴ 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味いたします。以下本注において同じといたします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味いたしま

大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹⁵（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないことといたします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以 上

す。以下同じといたします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。以下同じといたします。

¹⁵ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。